#### 日本博開催業務委託実施要項

平 成 3 1 年 4 月 1 日 独立行政法人日本芸術文化振興会 理 事 長 決 定

# 1. 目的

文化庁を中心とした関係府省庁や地方公共団体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集した大型国家プロジェクトである「日本博」を開催するに当たって必要となる業務を実施し、文化による「国家ブランディング」の強化、「観光インバウンド」の飛躍的・持続的拡充を図る。

# 2. 委託業務の内容

独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、上記1.記載の目的を達成するために必要な運営業務、企画立案業務、公演等実施業務、プロモーション業務、その他必要な業務を委託することができる。

# 3. 業務の委託先

委託先は、文化芸術に関して相当の知識を有し、芸術団体等へ事業に必要な情報提供や連絡調整を円滑に行うことができ、以下(1)から(6)までの要件を全て満たす法人又は団体(以下「団体等」という。)とする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- (2) 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- (4) 団体等の活動の本拠としての事務所を有すること
- (5) 複数の団体によって構成される「実行委員会」の方式で事業を実施する場合は、事業実施計画のコアとなる文化芸術事業の実施及びこれに付随する文化芸術、観光の振興等を目的とする実行委員会であって以下の要件を全て満たすもの。
- ・国・地方公共団体等を中核とし、民間企業・団体等を含む複数の団体で組織されているこ と。
- ・国・地方公共団体等の会計規則に準じる会計に関する定めがあること。
- ・定款に準じる規約を有すること。
- ・会計責任者を置くとともに、これとは別に本事業に係る会計関係書類を管理する監査責任 者を置き、会計処理を適正かつ正確に行える体制を有していること。
- ・中核となる国・地方公共団体等において、事業終了後5年間当該事業に係る契約書、経費 の出納を明らかにする帳簿及びその関連資料を保管することができること。
- ・活動の本拠としての事務所を有すること。
- (6) その他、必要に応じ振興会が定める事項を満たすこと。

#### 4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度末日のいずれか早い日までとする。

### 5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする団体等は、別に定めるところによる業務計画書等を振興会に提出すること。
- (2) 振興会は、団体等から提出された業務計画等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等に対し業務を委託する。
- (3) 振興会は、本業務の実施のために必要な条件を付することができる。

#### 6. 委託費の額

- (1)振興会は、予算の範囲内で業務に要する経費(賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、備品費、消費税相当額、再委託費、一般管理費)を委託費として支出する。なお、備品費については、「「日本博」開催に係る運営業務(主催・共催型、参画型)」及び「「日本博」プロモーション業務」において、「日本博」のレガシーとしてその後の文化芸術活動において継続的に活用することができると認められるものに限って支出する。
- (2) 振興会は、委託を受けた団体等が委託契約書の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

# 7. 業務完了 (廃止) の報告

委託を受けた団体等は、業務が完了したとき(契約を解除したときを含む)は、振興会の定める様式により委託業務完了(又は廃止)報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から14日以内又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに振興会に提出しなければならない。

### 8. 委託費の額の確定

- (1)振興会は、上記7.により提出された委託業務完了(廃止)報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託を受けた団体等へ通知するものとする。
- (2)上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

### 9. その他

- (1)振興会は、委託を受けた団体等における業務の実施が事業趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 振興会は、委託業務の実施に当たり、委託した団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3)振興会は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる
- (4) 委託を受けた団体等は、業務の遂行に際し、振興会の指示に従わなければならない。
- (5) 委託を受けた団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (6) この要項及び振興会が別に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、日本博開催業務委託実施要領に定めるところによる。